

会員各位

アライオークショングループ  
荒井商事株式会社

重 要

**オークション規約 改定のご案内**

拝啓 清秋の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素よりアライオークションに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度アライオークションは、オークション規約の記載内容を整理し、一部改定を実施いたします。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

2023年 10月 1日(日)

内 容

**【規約改定】**

1. オークション規約(乗用/商用バン)
  - (1) 第11章【II】 裁定(クレーム)規定総則 第17条(クレーム処理細目)の新規追加
2. オークション規約(トラック/バス)
  - (1) 規約内記載内容の変更
  - (2) 第7章 書類 第7条(クレーム細目)の書類細目
  - (3) 第9章 クレーム規定 第4条(処理基準) 第13項の削除
  - (4) 第9章 クレーム規定 第4条(処理基準) 第14項の内容改定
  - (5) 第9章 クレーム規定 第4条(処理基準) 第18項の内容改定
  - (6) 第9章 クレーム規定 第4条(処理基準) 第20項の内容改定
  - (7) 第9章 クレーム規定 第4条(処理基準) 第24項の新規追加
  - (8) 第9章 クレーム規定 第4条(処理基準) 第25項の改定
  - (9) 第9章 クレーム規定 第4条(処理基準) 第28項の内容改定
  - (10) 第9章 クレーム規定 第4条(処理基準) 第29項の内容改定
  - (11) 第9章 クレーム規定 第4条(処理基準) 第30項の内容改定
  - (12) 第9章 クレーム規定 第5条(売買契約の解除事由) 第1項⑤の内容改定
  - (13) 第9章 クレーム規定 第8条(クレーム対象外事項) 第5項の新規追加
  - (14) 第9章 クレーム規定 第8条(クレーム対象外事項) 第6項の内容改定
  - (15) 第9章 クレーム規定 第8条(クレーム対象外事項) 第10項の内容改定
  - (16) 第9章 クレーム規定 第8条(クレーム対象外事項) 第11項の内容改定
  - (17) 第9章 クレーム規定 第8条(クレーム対象外事項) 第12項の内容改定
  - (18) 第9章 クレーム規定 第10条(クレーム処理細則)の整理、及び変更
  - (19) 産業機械・パーツ・ボディ専用規約 第3条(クレーム規定) 第2項の内容改定

## 1. オークション規約(乗用/商用バン)

### (1) 第11章【II】裁定(クレーム)規定総則 第17条(クレーム処理細目)の新規追加

《改定後》

内容	クレーム内容	クレーム対象の有無&申立期間	備考
誤記入	㊟[CARFAX]・[AUTOCHECK]による走行メーターダウンの発覚	オークション開催日を含む30日	原則としてキャンセル対応, キャンセル時ノーペナルティとする

## 2. オークション規約(トラック/バス)

### (1) 規約内記載内容の変更①

変更一覧

変更前	変更後
アライオークショングループ	アライオークション
それに限られない	それに限られない
(出品票への)明記	記入または入力
(出品票への)書き方	記入または入力
AA 在庫	A 在庫
オークション開催日から	オークション開催日を起算日とし
アライ A 発送日を起点とし,	アライ発送日を起算日とし,
アライ A 発送日より5日間	アライ A 発送日を起算日とし5日間
欠如	欠品

### (1) 規約内記載内容の変更②

《現在》

出品票に明記 (p.13 第3章(会員の権利義務)第9条(損害賠償)3)

↓

《改定後》

所定の申込用紙または出品申込情報(以下、「出品票」と総称)に記入または入力

### (1) 規約内記載内容の変更③

《現在》

実費(・第6章(落札) ・第7章(書類) ・第9章(クレーム規定))

↓

《改定後》

加修費

### (2) 第7章 書類 第7条(クレーム細目)の書類細目

《現在》

陸送費, 加修費等の他に, アライ A が認めた費用とする。(p.29 第7章(書類)第7条(クレーム細目)19)

↓

《改定後》

販売を目的として行った作業に関わる費用(アライ A が認めたもの)

### **(3) 第 9 章 クレーム規定 第 4 条(処理基準) 第 13 項の削除**

《現在》

1 3 評価点 2 点のクレーム処理方法は、修復車両と同様に扱う。

↓

《改定後》

削除

### **(4) 第 9 章 クレーム規定 第 4 条(処理基準) 第 14 項の内容改定**

《現在》

1 4 評価点 0 点及び B 点については、原則ノークレームとするが、アライ A 判断により、クレームの対象とする場合がある。

↓

《改定後》

13 評価点 0 点, 1 点, B 点については、原則ノークレームとするが、アライ A 判断により、クレームの対象とする場合がある。

### **(5) 第 9 章 クレーム規定 第 4 条(処理基準) 第 18 項の内容改定**

《現在》

1 8 クレームにより発生する迷惑料及び逸失損益は、一切認めない。

↓

《改定後》

17 クレームにより発生する迷惑料及び逸失利益は、一切認めない。

### **(6) 第 9 章 クレーム規定 第 4 条(処理基準) 第 20 項の内容改定**

《現在》

2 0 保安基準緩和措置による記載事項及び保安基準適合装置の取外し等による保安基準法令に適合せず、車検取得時等に弊害が発生する場合は、出品店には、その旨を申告する義務があり、本章第 6 条に抵触しないものであってもクレームの対象とする。

↓

《改定後》

19 保安基準緩和措置による記載事項の未記入及び保安基準適合装置の取外し等により、保安基準法令に適合せず車検取得時等に弊害が発生する場合は、出品店には、その旨を申告する義務があり、クレームの対象とする。

### **(7) 第 9 章 クレーム規定 第 4 条(処理基準) 第 24 項の新規追加**

**(第 9 章クレーム規定 第 8 条(クレーム対象外事項) 第 7 項から移動)**

《現在》

7 上物、装備品における、仕様変更、改造加工、欠品、社外品、取り付け等の未記入(アライ A 判断)

↓

《改定後》

24 上物, 装備品における, 仕様変更, 改造加工, 欠品, 社外品, 取り付け等の未記入(アライ A 判断)

#### **(8) 第9章 クレーム規定 第4条(処理基準) 第25項の内容改定**

《現在》

25 重要なクレーム処理の基準は次の通りとする。

↓

《改定後》

25 下記のクレーム処理の基準は次の通りとする。

#### **(9) 第9章 クレーム規定 第4条(処理基準) 第28項の内容改定**

《現在》

28 ワンオーナーとは, 今まで1人のオーナーによって所有されていた中古車を指す。ただし, 商品車としての自社(個人を含む)名変は1度までとする。

↓

《改定後》

28 ワンオーナーとは, 新車登録時の使用者(未記載は所有者)のみに所有されていた中古車を指す。また, 商品車としての自社名変は1度までとする。

#### **(10) 第9章 クレーム規定 第4条(処理基準) 第29項の内容改定**

《現在》

29 セールスポイントとして出品票に記入したものは, 正常作動することを前提とし, セールスポイントに記入した装備の有無, 不良については, 年式・評価点・落札価格問わずクレームとする。ただし, エンジン型式, ミッションの種類(マニュアル, トクS, オートマ等), 段数等のみの記載(入力)については, 正誤で判断し正常作動を保証するものとはしない。

↓

《改定後》

29 セールスポイントとして出品票に記入したものは, 正常作動することを前提とし, セールスポイントに記入した装備の有無, 不良については, 年式・評価点・落札価格問わずクレームとする。ただし, エンジン型式, ミッションの種類(マニュアル, トクS, オートマ等), 段数等のみの記載(入力)については, 正誤で判断し, 不具合に関しては処理細目に準ずるものとする。

#### **(11) 第9章 クレーム規定 第4条(処理基準) 第30項の内容改定**

《現在》

30 出品店は, 車両の付属品等を後日送付とする場合には, 書類同様, オークション開催日を含む8日以内に当該開催事務局へ提出しなければならない。また, 落札店による後日送付品の受取り確認は, 書類発送後10日以内, またクレーン単体はオークション開催日を含む13日以内(日曜日を除く)とし, 受取り未確認の場合は同期間内による落札店からの申立を必要とする。

↓

《改定後》

30 出品店は, 車両の付属品等を後日送付とする場合には, 書類同様, オークション開催日を含む8日以内に当該開催事務局へ提出しなければならない。また, 落札店による後日送付品の受取り確認は, 書類発送後10日以内, また

クレーム単体のクレーム期限については、オークション開催日を含む13日以内(日曜日を除く)とする。

#### **(12) 第9章 クレーム規定 第5条(売買契約の解除事由) 第1項⑤の内容改定**

《現在》

⑤ 車両状態票の記載と当該車両の状態が大きく相違しているとアライ A が判断したとき

↓

《改定後》

⑤ 出品票の記載と当該車両の状態が大きく相違しているとアライ A が判断したとき

#### **(13) 第9章 クレーム規定 第8条(クレーム対象外事項) 第5項の新規追加**

《改定後》

5 出品票に不具合事項が記載されているもの。

#### **(14) 第9章 クレーム規定 第8条(クレーム対象外事項) 第6項の内容改定**

《現在》

6 セールスポイント記載事項及び、付属部品(主要部品は除く)の欠品等はアライ A の判断によりクレーム対象外とする。

↓

《改定後》

7 セールスポイント記載事項における付属部品(主要部品は除く)の欠品・不具合等はアライ A の判断によりクレーム対象外とする。

#### **(15) 第9章 クレーム規定 第8条(クレーム対象外事項) 第10項の内容改定**

《現在》

10 初度登録から12年以上経過した車両区分「小型トラック」以上に該当する車両の機関・機構系

↓

《改定後》

10 初度登録から12年以上経過した車両の機関・機構系

#### **(16) 第9章 クレーム規定 第8条(クレーム対象外事項) 第11項の内容改定**

《現在》

11 初度登録から7年以上経過した車両区分「小型トラック」以上に該当する車両の電装系

↓

《改定後》

11 初度登録から7年以上経過した車両の電装系

#### **(17) 第9章 クレーム規定 第8条(クレーム対象外事項) 第12項の内容改定**

《現在》

12 クレーム対象外車両であっても、第3章第10条に該当する(成約金額10万円未満の修復歴発覚は除く)場合、また不具合により搬出ができないとアライ A が判断した場合は、クレームの対象とする。この場合のクレーム申立てにかかる費用(見積もり費用等)については、落札店負担とする。

(1) 第8章第6条に該当する場合は通常金額

(2) 第8章第6条に該当しない場合は通常金額の半額

↓

#### 《改定後》

12 クレーム対象外車両であっても、第6章第9条に該当する(成約金額10万円未満の修復歴発覚は除く)場合。またアライAが著しい不具合により搬出ができないと判断した場合は、クレームの対象とする。この場合のクレーム申立てにかかる費用(見積もり費用等)については、落札店負担とする。

ペナルティについては以下とする。

- (1) 第6章第9条に該当する場合は通常金額
- (2) 第6章第9条に該当しない場合は通常金額の半額

### **(18) 第9章 クレーム規定 第10条(クレーム処理細則)の整理、及び変更**

#### 《内容変更》

- ・標準部品の欠品・改造加工・規格外等  
備考の追加:ただし、搬出期限内かつ搬出時確認が必要
- ・ガラスの割れ  
備考の追加:ただし、搬出期限内かつ搬出時確認が必要、評価点4点以上の車両を対象とし、リペア跡は対象外
- ・タイヤ違い  
クレーム対象の有無及び申立期間を全てノークレームに変更
- ・エンジンヘッド・ガスケット抜け  
クレーム対象の有無及び申立期間を変更
- ・クラッチ滑り・不良  
備考の追加:(ブースター・マスターは対象外)
- ・ブレーキ・ABS・自動サイドブレーキ・サイドブレーキ不良  
備考の追加:ABSコンピュータについては登録より7年未満のみ対象とする、排気ブレーキ、リターダーはノークレーム
- ・エア漏れ  
商談:5日 車両区分に準ずるをノークレームに変更
- ・エアサス不良(コントローラー含む)  
クレーム対象の有無及び申立期間を変更
- ・年式(初度登録)相違  
備考の追加:年式が新しくなる場合は原則ノーペナルティキャンセル
- ・車検有効期限相違(有⇒無し含む)  
備考の追加:値引きの場合、小型1ヶ月6,000円、中型1ヶ月8,000円、大型1ヶ月12,000円
- ・車検証及び記録簿(送付書類)から発覚する走行距離相違  
備考の追加:走行不明からメーター改ざん発覚の場合はノーペナルティキャンセル+陸送費
- ・冠水車・消火剤散布車  
備考の追加:キャンセル時ペナルティ50,000円+加修費

#### 《一部追加・新規追加》

- ・エアバック欠品
- ・エアバック不良
- ・ドライブシャフト・アクスルシャフト・プロペラシャフト不良・改造加工・規格外・欠品等
- ・メーター改ざん(実走行→改ざん)

- ・メーター改ざん(実走不明→改ざん)
- ・[CARFAX]・[AUTOCHECK]による走行メーターダウンの発覚
- ・タコグラフメーター交換
- ・福祉車両の福祉装置

### **(19) 産業機械・パーツ・ボディ専用規約 第3条(クレーム規定) 第2項の内容改定**

《現在》

2 パーツとして区分する出品物は、非クレーム対象とする。ただし、クレーン単体及びクレーン単体に付属となるリモコン・ラジコン（後日送付の場合も含む）については、オークション開催日を含む13日間（日曜日は除く）とし、期間最終日の17時までを受付とする。

↓

《改定後》

2 パーツとして区分する出品物は、非クレーム対象とする。クレーン単体に付属となるリモコン・ラジコン等の後送品については、発送日を起算日として5日間（日曜日は除く）とし、期間最終日の17時までを受付とする。但しクレーン単体より、付属となるリモコン・ラジコン等が先に到着した場合、動作確認が出来ない為、クレーム申告期限を最長でオークション開催日を含む13日間（日曜日を除く）とする。

詳しくは弊社ホームページ <https://www.araiaa.jp/> にてご確認下さい。

以上